

謹賀新年



商工会は、中小・小規模企業と共に地域経済を支える団体として、商談会・販売会・アンテナショップを活用した販路開拓、自然災害等の経営リスクに備える事業継続力強化計画、金融相談や事業承継に向けた施策活用等、事業者様の課題解決に向けて伴走型支援をいたします。

特集

インボイス制度への免税事業者の対応手続について

前号に引き続きインボイス制度についてご案内いたします。今回は登録申請手続等についてご案内いたします。

適格請求書発行事業者の登録申請手続について

○適格請求書発行事業者になる（登録を受ける）には、適格請求書発行事業者の登録申請手続が必要です。登録は課税事業者が受けることができます。登録を受けなければ適格請求書を交付できません。登録を受けるかどうかは、事業者の任意です。

免税事業者の登録申請手続について

- 令和5年10月1日を含む課税期間中に登録を受けた場合は、登録を受けた日から課税事業者となることが可能です（経過措置）。
- 登録を受けるために登録申請手続を行いますが、この場合、「消費税課税事業者選択届出書」の提出は必要ありません。

簡易課税制度を選択する場合の届出書の提出について

- 簡易課税制度は、課税期間の基準期間の課税売上高が5,000万円以下であり、原則として、適用を受けようとする課税期間の初日の前日までに「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出している場合に適用することができます（簡易課税制度の選択は任意です）。
- ただし、免税事業者が令和5年10月1日の属する課税期間に適格請求書発行事業者の登録を受け、登録を受けた日から課税事業者となる場合、その課税期間から簡易課税制度の適用を受ける旨を記載した届出書をその課税期間中に提出すれば、その課税期間から簡易課税制度を適用することができます。

【例】免税事業者である個人事業者や12月決算の法人(※)が、令和5年10月1日から登録を受ける場合で、令和5年12月期から簡易課税制度を適用するとき

※令和3年12月期（基準期間）の課税売上高が5,000万円以下の事業者

令和4年12月期	令和5年12月期		令和6年12月期
	登録申請手続の期限 (原則として令和5年3月31日)	登録日 (令和5年10月1日)	登録日以降は課税事業者となるため 消費税の申告が必要
免税事業者	免税事業者	適格請求書発行事業者 (課税事業者)	適格請求書発行事業者 (課税事業者)

消費税簡易課税制度選択届出書の提出期限
(令和5年12月31日)
令和5年12月期から適用を受ける旨を記載して提出

制度の詳しい説明については、国税庁ホームページの「インボイス制度特設サイト」をご覧ください。（右のQRコード）



みえ商工会アンテナショップ 新商品情報

マルシェグランマ スイーツの日 1/8(土)・9(日)

玉城町商工会員
合資会社西村商店さん
伊勢古里屋の伊勢うどん
「EXIT袋」 2食入
焼きあごと鰹の旨み
うまいつゆ「EXITラベル」



度会町商工会員
貴の園さん
ブルーベリージャム
ブルーベリーコンポート



度会町商工会員
喜多製茶さん
粉末緑茶



松阪香肌商工会員
甲子軒さん

◇いちご大福◇



◇さわもち◇



津北商工会員
パティスリー
ナカジマヤさん
◇たべりーな◇



4種類(プレーン、抹茶、いちご、チョコ)のふわっふわの生地でクリームを包みました。

【法務】リーガルサポート

三重県商工会連合会では、会員事業所の抱える経営上の法律課題を解決することを目的に、弁護士による無料相談会を実施しています。
開催時間は 10:00 ~ 17:00 (原則1事業所1時間)。
利用相談やご予約は、最寄りの商工会へお問い合わせください。

開催場所	開催日
三重県商工会連合会 (津市)	1/6 (木) 1/25 (火) 2/7 (月) 2/16 (水)
朝明商工会館 (川越町)	1/14 (金) 2/22 (火)
玉城町商工会館	1/19 (水)
多気町商工会館	2/1 (火)

【金融】金利情報

商工会では、商工会の経営指導を6か月以上受けた小規模事業者に対し「無担保・無保証人」で、日本政策金融公庫が融資を行う小規模事業者経営改善資金(マル経)融資制度にて金融支援を行っています。
令和4年1月4日現在の年利は1.21%です。
※コロナウイルス対策は、この金利から▲0.9%引き下げ(当初3年間)
特別利子補給制度(実質無利子)も実施されています。

がんばる企業を応援します。

三重県信用保証協会

県内の商工会と連携し、事業を営むみなさまを全力でサポートします!!

小規模事業 資金	保証限度額 2,500万円	一般保証料より 信用保証料率が 優遇	低利な固定金利 で資産調達 が可能
-------------	------------------	--------------------------	-------------------------

本店 059-229-6021 (代表) 四日市支店 059-353-9161 (代表) <https://www.cgo-mie.or.jp/>

令和3年度 三重県内において加入促進特別運動実施中

退職金の準備を中小機構がお手伝いします

安心 安全 国がつくった

小規模企業共済

こんな悩みにお応えします

年金だけでは不十分で、不安がある
自分で積み増しするには、どんなものがあるの?

1 経営者のための退職金制度

小規模企業の個人事業主(共同経営者を含む)または会社等の役員の方が廃業や退職後の生活資金、事業再建資金をあらかじめ準備しておく共済制度です。

契約者貸付けの利用が可能
契約者(一定の資格者)の方は、緊急時や災害時などに事業資金等の貸付けが受けられます。

2 掛金は全額所得控除

掛金は、全額が「小規模企業共済等掛金控除」として、課税対象所得から控除できます。

他にもこんな特徴があります。
共済金の受給権は差押禁止
共済金・解約手当金の受給権は、国税等滞納の差押え以外は差押禁止債権として保護されます。

3 受取時も税制メリット

共済金の受取は、一括の場合は「退職所得扱い」、分割の場合は「公的年金等の雑所得扱い」です。

~24時間・365日お問い合わせ可能になりました~

加入資格・手続きについてのご質問をチャットでご回答いたします。
詳しくは右記のQRコード又はホームページからご確認ください。

加入・掛金のご質問はこちらをクリック
24時間いつでもチャットで質問可能です